

～電気供給業の課税方式について～

平成 28 年 4 月の小売電気事業の全面自由化や太陽光発電の固定価格買取制度 (FIT 制度) 等により、近年電気供給業を営む会社が増加しています。それにより、従前の一部の企業による独占的な市場から他の一般の事業と同様に競争にさらされることになってきたことから、令和 2 年度の改正により、電気供給業のうち、発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しが 70 年ぶりに行われました。

今回の改正内容を含め、電気供給業の課税について確認します。なお、電気供給業については、地方税法上、事業の範囲により「発電事業」、「送配電事業」、「小売電気事業」に分けられ、今回の改正は電気供給業のうち「発電事業」及び「小売電気事業」に対するものであり、当記事の内容も電気供給業のうち「発電事業」及び「小売電気事業」に対しての記載となります。

電気供給業とは

電気供給業とは、需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく登録や許可等を要する事業であるか否かを問いません。

このため、電力会社が行う電気供給業のほか、太陽光・風力・地熱・バイオマスなどの再生可能エネルギー売電事業も電気供給業に該当します。

また、電気供給業を行うために設立された法人であっても、発電施設の建設を行っているだけで、まだ電気供給を開始していない事業年度の間は、「電気供給業」には該当しません。

電気供給業の課税（令和 2 年度改正前）

電気供給業については旧来、①総括原価方式による料金規制により所得が小さく抑えられていたために、所得に課税してもその事業規模に比して税収が小さくなること（所得の過少性）、②旧一般電気事業者がその供給区域において独占的に電気供給を行っていたため、課税分を確実に需要家に転嫁することができたこと（課税分の回収確実性）等、一般の競争環境下にある事業とは異なる事業環境にあったため 1949 年度から収入金額を課税標準として課税額を算定していました。

・電気供給業における法人事業税（令和 2 年度改正前）

法人の種類	事業税の区分	税率（※）
資本金による分類なし	収入割	1.0%

※令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに開始する事業年度

Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.59 August'20

・＜参考＞東京都の税率

法人の種類	事業税の区分	標準税率	超過税率
資本金による分類なし	収入割	1.0%	1.065%

・電気供給業における特別法人事業税（令和2年度改正前）

法人の種類	課税標準	税率（※）
資本金による分類なし	基準法人収入割額	30%

※令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度

電気供給業の課税（令和2年度改正後）

改正前の収入金額のみによる課税は、異業種からの参入が相次ぐ状況下においては、新規参入者の間で課税方式・負担に格差が生じる状況にあり、競争環境の公平性が担保されていないことから、事業者間の「課税の公平性」を確立することにより、さらなる競争を促進する目的として、**収入割の負担を軽減**するよう改正が実施されました。

・電気供給業における法人事業税

法人の種類	事業税の区分	税率（※）
資本金1億円超の普通法人	収入割	0.75%
	付加価値割	0.37%
	資本割	0.15%
資本金1億円以下の普通法人等	収入割	0.75%
	所得割	1.85%

※令和2年4月1日以後に開始する事業年度より

・＜参考＞東京都の税率

法人の種類	事業税の区分	標準税率	超過税率
資本金1億円超の普通法人	収入割	(0.75%)	0.8025%
	付加価値割	-	0.3885%
	資本割	-	0.1575%
資本金1億円以下の普通法人等	収入割	0.75%	0.8025%
	所得割	1.85%	1.9425%

・電気供給業における特別法人事業税

法人の種類	課税標準	税率（※）
資本金による分類なし	基準法人収入割額	40%

※令和2年4月1日以後に開始する事業年度より

その他の論点

電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成 22 年 4 月 1 日総税都第 16 号総務大臣通知）により、下記の通り主たる事業の売上金額の 1 割程度以下等の場合、一般の事業と同様の課税方式が認められてきました。

令和 2 年度の税制改正大綱において、上記通知について「収入金額によって課税されている他の同種の事業者との公平性が確保されるよう趣旨を明確化する。」と明記されており、今後、総務省において検討される見通しです。

・電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合

原則	電気供給業（収入金課税事業）とその他の事業（所得等課税事業）のそれぞれの事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれの事業部門ごとに課税標準及び税額を算定し、その税額の合算額により申告する。
例外	従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちを含めて主たる事業の課税方式によって課税標準額及び税額を算定し、申告することができます。 ※「軽微なもの」に該当するかはその実態に即して判断することになりますが、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の 1 割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないものとされています。

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5 階

TEL: 03-4577-1801 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp <https://www.epcs.co.jp>